

令和3年 第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和3年9月29日(水)  
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 議員  
 答弁者 知事、危機管理監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 道内の土地利用について</b>  <b>(一) 重要土地等調査法について</b>                      さて今年6月、通常国会の最終場面に出されました、重要土地等調査法案が十分な審議を行わずに、深夜に強行採決されました。                      その内容は、ご存知のとおり、自衛隊施設や米軍基地、海上保安庁などのほか、原発などの生活関連インフラの周囲1kmや国境離島の注視区域として、建物や土地の所有者調査を行うこととし、電波通信の妨害など施設の機能を妨害する行為への中止勧告、命令を可能とする一方、自衛隊司令部周辺など特に重要性が高いものを特別注視区域に指定、一定面積以上の売買に利用目的の事前届出を義務づけ、命令に従わなかったり届出を忘れた場合は、懲役や罰金を科すというものです。                      そして、その法律をつくるきっかけとなったと、政府が挙げているのは、有識者会議の提言にあった「航空自衛隊千歳基地と海上自衛隊対馬基地の周辺の土地が、外国人に買収されていて国民の間に懸念が広がっている」ということですが、防衛省の調査結果では、「どちらもそのようなことは確認されていない」という国会答弁でした。                      また、罰則を科せられる行為として、政府は電波妨害などを挙げていますが、過去の電波妨害を巡っては、防衛省整備計画局長も「これまで防衛施設周辺の土地所有などで、自衛隊や米軍の運用などに具体的な支障が生じる事態は確認されていない」としているところですが、合わせて、「そもそも電波妨害は、既存の法にも処罰規制がある」と見解も述べています。                      さて道は、平成26年度から毎年、道民の安全・安心な暮らしを確保する危機管理の観点から国の安全保障の視点で、重要な国土の区域を定め、「安全保障上重要な施設周辺の土地の取得・利用の規制に関わる関係法の整備を行うこと。」という要望書を知事名で国に提出しています。                      この間、議会においても、国が定めた法律の内容は、道が求めた要望の意図と一致していると度々答弁されていますが、知事はこの法律に何を求めているのか具体的にお伺いします。</p> <p><b>(二) 安全保障上の懸念について</b>                      さきの総務委員会で、道内における過去7年間に増加した外国人の土地所有について、道は大きな懸念を示しましたが、法律制定を強く望んでいる道は、実態がないとした防衛省の調査以外に、道内に国民保護安全保障上重要な施設周辺における土地の外国人所有を現在どれだけ把握し、その所有者に対し、どのような安全保障上の懸念を持っているのかお伺いいたします。</p>	<p><b>(知事)</b>                      重要土地等調査法についてであります。道では、これまで道民の皆様の生命や生存環境にも直結する水源や森林の海外資本等による土地取得状況に加え、道民の皆様の安全・安心な暮らしを確保する観点から、自衛隊や警察など、国民保護に直結する機関の周辺に存在する森林に関して、土地取得の動向把握に努めてきたところであります。                      また、国に対して、国際情勢を踏まえた万全な危機管理の観点から、安全保障上、重要な施設周辺等の土地取得・利用を規制する関係法令の整備を行うよう要望してきたところであり、こうした要望の趣旨とこの法律の目的は、概ね合致しているものと認識をしております。                      なお、この法律に基づく規制の詳細な内容については、今後、政令や基本方針によって定められることから、道としては、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p> <p><b>(危機管理監)</b>                      防衛関係施設周辺等の外国人の土地取得などについてであります。道では、毎年、海外資本等による森林取得状況として公表しているデータを元に、自衛隊や警察など国民保護に直結する機関の施設周辺における海外資本等による土地取得の状況を独自に把握しており、これによれば、平成22年度末時点の調査以来、令和2年12月末時点の累計では、35件、約218ヘクタールの森林が海外資本等により取得されており、この約10年間で、件数では約6倍、面積では約4倍となっております。                      こうした土地取得に関しては、取得目的の詳細な把握について、おのずと限界があり、その状況次第では、水源や環境の保全是もとより、交通や産業、防衛関係施設等の機能に支障が生じる可能性も否定し切れない面があるものと認識しており、道内でこうした不測の事態が生じることを懸念しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 関係条例等について</b>  更に同じく先の総務委員会では、法案成立に関わり庁内に新たな担当部局の設置と条例制定を求める提案があり、担当部は時期を逸せず適時適切に対応する旨の答弁をしましたが、その真意をお伺いいたします。</p> <p><b>(四) 土地利用者等の情報範囲について</b>  同じく総務委員会では、道内の指定地域やその数を見込むことは難しいとしましたが、法第2条の2項の1ないし3に記載されていることから、対象地域は容易に判断できます。  指定地域の1 km範囲の不動産所有者の調査は、自治体の所管となります。  登記簿や住民基本台帳など一般的な調査では、住所、氏名は判明しますが、それがこの法律の目的ではなく、安全保障上の目的を果たすには、土地所有者の属性調査が必要です。  調査範囲が個人的属性や社会的属性にまで及ぶことについて知事のご見解をお伺いいたします。</p> <p><b>(五) 調査対象数の把握について</b>  道内の国民保護に関する施設は主に、市街地に設置されています。  ちなみに私の地元函館市も陸上自衛隊、海上自衛隊、第一管区海上保安本部及び函館空港基地があり、全て市街地となっています。  さて、全道に展開する国民保護機関の施設周辺の土地などの所有者は、どのくらいの数になると想定されているかお伺いします。</p> <p><b>(六) 特別注視区域について</b>  法第12条では、注視区域にかかる国境離島等が特定国境離島等である場合には、当該注視区域を特定注視区域として指定することができることとされていますが、北海道の行政区域にある北方領土は、この特定国境離島に該当するのを見解をお伺いします。</p>	<p><b>(危機管理監)</b>  重要土地等調査法の施行に向けた対応についてであります。本年6月に公布されたこの法律に基づく、土地等の利用状況の調査や利用の規制などの具体的内容は、今後策定される政令や基本方針などに基づき、有識者などで構成する土地等利用状況審議会の意見も聞いた上で決定することとされています。  このため現時点においては、法の運用における自治体の役割が不明であることから、道として、法の施行に適切に対応できるよう、国の動向を注視し、庁内関係部局の連携を図りながら、準備を進める必要があると考えております。</p> <p><b>(危機管理監)</b>  重要土地等調査法に基づく調査についてであります。国は、この法律に基づき、防衛関係施設等の敷地の周囲概ね1 km圏内のうち、施設の機能を阻害する行為に利用されることを特に防ぐ必要があるものを注視区域に指定し、区域内にある土地等の利用状況を調査することとしており、その手法は、現地・現況調査や、不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集によることを基本としています。  また、この法に基づく調査などは個人情報保護に十分配慮し、必要最小限のものとすることが定められていることから、法の施行にあたっては、こうした考え方にに基づき国において、適切に運用を図り、説明責任が果たされるものと考えており、道としては、今後とも国の動向を注視してまいります。</p> <p><b>(危機管理監)</b>  重要土地等調査法の調査対象についてであります。国は、この法律に基づき、防衛関係施設等の敷地の周囲概ね1 km圏内のうち、特に必要があるものを注視区域に指定し、その区域内の土地等の利用状況を調査することとしていますが、注視区域については、個々の施設の周囲ごとに、法律の要件や、今後策定される基本方針の内容に照らして評価し、有識者などで構成する土地等利用状況審議会の意見を聞いた上で、指定することとしており、現時点では、その調査対象者数は不明であります。  また、道では、これまで海外資本等により取得された森林周辺における防衛関係施設等の有無を独自に把握してきたところであり、施設ごとの敷地の周囲1 km圏内の土地所有者数については、把握をしておりません。</p> <p><b>(危機管理監)</b>  重要土地等調査法における北方領土の取扱いについてであります。国は、この法律に基づき、国境離島等の区域のうち、特に必要があるものを注視区域に、また、そのうち特に重要なものを特定国境離島等として、特別注視区域に指定できることとされています。  この指定について、国では、国境離島ごとに、法律の要件や、今後、策定される基本方針の内容に照らして評価し、有識者などで構成する土地等利用状況審議会の意見を聞いた上で行うこととしており、現時点において、北方領土の取扱いについては、不明であります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(再質問)</b>  <b>(一) 属性調査について</b>  重ねて申し上げますが、重要土地等調査法の制定を求めたのは、知事です。  調査が属性に及ぶ懸念は、払拭できません。  総務省統計局によると、個人属性とは、「住所、氏名、年齢、学歴、宗教、イデオロギー、趣味、病歴などの他、配偶者の有無、配偶者の出自、子どもの居住地、有姻関係、海外渡航歴等々」社会的属性とは、「勤務先、勤務先での地位、収入、正規か非正規か、勤務状況、通勤時間、勤務上の知友人、休暇取得状況、情報通信機器の使用状況、所属している団体等々」であります。  この法律によって、手に入れた個人情報が、住所、氏名だけであるのであれば、その意味はないのです。  知事自身、公人であってもご自身のプライバシーは守りたいはずで  属性調査が行われる心配はないと言うことであれば、道民に明らかにして欲しいと思いがい  かがでしょうか。</p> <p><b>(二) 都市の空洞化について</b>  調査対象施設に関わる、対象人員については、お答えになりませんでした。  この法律に関わり、自衛隊、米軍基地、原発の他に国民保護の観点から警察や消防も含まれるでしょう。  更に内閣サイバーセキュリティセンターでは、生活関連として、情報通信、金融、空港、航空、鉄道、電力、ガス、政府及び行政サービス、医療、水道、物流、科学、クレジット、石油の重要分野を重要インフラに特定しています。  これらの施設周辺1kmの範囲の土地及び建物所有者が、調査対象者となり得る可能性があります。  北海道では何百万人が対象となるでしょう。大変なことになります。  個人情報調べられることを承知で、これらの土地や建物の所有を希望する方はいなくなり、地域の空洞化が進展することが、懸念されます。  自治体のガバナーとしてのご意見ご見解をお伺いいたします。</p> <p><b>(三) グローバル経済について</b>  この立法の最初のきっかけは、海外投資家による日本国内への資本投資を規制するということを目的にしました。  しかし、夕張市のマウントレースイという広大な土地とホテル施設を中国の資本家に格安で売却した知事が、どうして規制を求めることができるのでしょうか。  日本の企業や個人も海外で多くの土地や不動産を購入・投資していますが、このことを否定することにもつながりますし、グローバル経済における商取引からの鎖国化を推進することになります。  自由経済の投資の中でアンフェアな状態を作ることについての見解を求めます。</p>	<p><b>(知事)</b>  重要土地等調査法に基づく調査についてであります。この法に基づく調査は個人情報の保護に十分配慮し、必要最小限のものとすることが法令上定められており、その手法は、現地・現況調査や、不動産登記簿住民基本台帳等の公簿収集によることを基本としております。  法の施行にあたっては、こうした考え方に基づき、国において、適切に運用を図り、説明責任が果たされるものと考えております。</p> <p><b>(知事)</b>  調査対象についてであります。国は、この法律に基づき、防衛関係施設や海上保安庁施設のほか、生活関連施設の周囲概ね1km圏内のうち、特に必要があるものを注視区域に指定することとしております。  生活関連施設は、今後政令で定められることとなっており、道としては、今後とも国の動向を注視をしまっている考えであります。</p> <p><b>(知事)</b>  規制の対象についてでありますけれども、法制化に向けた国会審議の中で、担当大臣からこの法は、安全保障の観点から、リスクのある防衛関係施設などの重要施設や国境離島などの機能を阻害する行為について、その主体が外国人、外国法人であるか、または日本人、日本法人であるかに関わらず、適切に対処することが必要であるとの考えに基づくものとの見解が示され、私としては、そのように受け止めているところあります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 道民への説明について</b>            安全保障上における、国民保護施設周辺の主に外国人による土地所有についての懸念から始まった法整備の要望が、いつの間にか多くの国民の個人情報に政府が一元的に管理をするという入口と出口がまったく違ってしまった法律になっています。</p> <p>政府参考人の言葉でもその通りでございました。しかし、求めたものとその結果に大きな差違が生じたとしても、立法を求めた知事が、その責任から逃れることはできません。</p> <p>具体的な実害がないにも関わらず、恐れだけで私権制限を行うだけではなく、土地所有者や施設所有者、そこを職場とする社員なども調査の対象とすることができるという法律です。</p> <p>そして、問題なのは、この法律の制定を国に強く要望していたのが北海道であり、そのことが有識者会議でも強調されました。</p> <p>なぜ知事は、私権を制限し、道民の個人情報まで調査することが出来る法律を国に求めたのか、知事は実害を受ける道民にきっちり説明する責任から逃れることは出来ません。法制度の制定を求めた事に対する道民への説明についてお伺いいたします。</p> <p><b>(再々質問)</b>            外国資本が森林などの土地を取得していることが契機となり、北海道ではニセコリゾート近隣にある羊蹄山周辺などの水源地域の確保の観点から問題視されるようになり、その結果、「北海道の水資源の保全に関する条例」が制定されたという経過があります。</p> <p>それがなぜ、一挙に外国資本の土地購入が防衛上の安全保障上、直接的な危機管理になるのか、そして、1 km以内の注視区域の土地建物所有者が、国民の情報収集につながらなければならないのか。私には理解ができません。</p> <p>立法を求めた知事は、「要望の趣旨と法律の目的は概ね合致している」という認識を示されました。</p> <p>今後、政令が出され、全貌が明らかになります。国に説明を丸投げするのはいかがかと思えます。</p> <p>この問題について、道民に説明せず責任放棄でよろしいのか、お伺いいたします。</p> <p><b>(特別発言)</b>            重要土地等調査法案これは、26年から北海道まさしく前任者の高橋はるみ知事から求めていたものです。</p> <p>そして、鈴木知事も同じようなことで求めています。</p> <p>求めたものが法律になったわけです。その説明は国に任せるでは、それはちょっと、求めた者としての責任放棄になるのではないかと、そういうふうに思います。</p>	<p><b>(知事)</b>            国への要望についてであります。道では、これまで道民の皆様の貴重な財産である水源や森林資源を守り、道民の皆様の安全・安心な暮らしを確保する危機管理の観点から、自衛隊や警察などの周辺に存在する森林に関して、海外資本等による土地取得の動向把握に努めてきたところでありました。</p> <p>しかしながら、取得目的の詳細な把握などについては、地方自治体独自の取組では限界があることから、道議会でのご議論を踏まえながら、国に対して、国際情勢を踏まえた万全な危機管理の観点から、安全保障上、重要な施設周辺などの土地取得・利用を規制する関係法令の整備を行うよう要望してきたところあります。</p> <p><b>(知事)</b>            重要土地等調査法についてであります。道では、これまで、道民の皆様の安全・安心な暮らしを確保する危機管理の観点から、道議会でのご議論を踏まえながら、安全保障上、重要な施設周辺等の海外資本等による土地取得・利用を規制する関係法令の整備を行うよう国に要望してきたところでもあります。</p> <p>この法に基づく調査や規制などは、個人情報の保護に十分配慮し、必要最小限のものとすることが法令上定められており、法の施行にあたっては、こうした考え方に基づき国において、適切に運用が図られるものと考えています。</p>